

## 診療情報開示に伴う注意事項及び料金表

注意事項

医療法人 眞仁会

### 1 開示対象期間

法令で定められている5年間と致します。

但し、平成12年1月1日以前の診療情報については、規定により開示することは出来ません。

### 2 身分証明書及び委任状等

① 申請者が患者様ご本人の場合、運転免許証、旅券、健康保険証等の身分証明書をご用意下さい。写しを取らせて頂きます。

② 申請者が患者様ご本人以外の場合、代理権を示す証明書と代理権を有するご本人であることが確認できる証明書をご用意下さい。委任状等につきましては、お預かりさせて頂き、他の証明書については写しを取らせて頂きます。

### 3 開示の可否

当院では、申請内容を検討させて頂いた結果、診療情報の開示が第三者の利益を害するおそれがある場合や患者様ご自身の心身状況を著しく損なうおそれがある場合については、診療情報の全部又は一部を開示できない場合がありますのでご理解をお願い致します。

### 4 診療情報開示担当窓口

各施設の事務受付窓口が担当致します。

## 診療情報開示料金表

区 分	料 金
診療情報開示基本料	一律 3,300 円
① 医師の説明	① 基本料 30 分まで 5,500 円 ② 30 分又はその端数が増す毎に 3,300 円
③ 閲 覧	① 基本 2 時間まで 2,200 円 ② 30 分又はその端数が増す毎に 1,100 円
③ 複 写	① 診療録等は、33 円/枚 ② エックス線CDは、1,100 円
④ 要 約 書	一律 5,500 円

- 注 1 診療情報開示基本料に申請者が希望された①②③④の項目料金が加算されます。(カメラ・VTR・カメラ付携帯電話はご遠慮下さい)
- 2 閲覧時間は10時～16時の間とさせて頂きます。
- 3 請求者の提出理由によっては複写料金のみとする場合があります。
- 4 心電図検査は2枚1組で印刷するため66円(1回)といたします。